合理的配慮の提供について

大分県立三重総合高等学校

１，合理的配慮とは

 　　「合理的配慮」とは、障がいのある生徒が他の生徒と平等に「教育を受ける権利」を持ち、行使することを確保するために、「学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、「障がいのある生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」です。

しかし、合理的配慮に伴う学校の負担が大きい等の正当な理由があれば提供できない場合もあります。学校では、生徒・保護者の申請を受けて「合理的配慮」を提供できることになります。

２，合理的配慮の例

 　「合理的配慮」を提供として以下のものが考えられます。

 　・バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設整備。

　　・1人1人の状態に応じた教材等の確保。（デジタル教材、ICT機器の利用等）

 　・障がいの状態に応じた教科における配慮（視覚障がいの美術、聴覚障がいの音楽、肢体不自由の体　　　育等）

　　その他、それぞれの障がいの状態に応じた提供が考えられます。

３，合理的配慮の提供までの流れ

 　　「合理的配慮」の提供を希望する場合には、生徒と保護者は申請を行う必要があります。申請から実施までの流れは裏面を参照して下さい。

４，合理的配慮の申請について

 　　「合理的配慮」の提供を正式に申請する場合、申請書の提出が必要です。申請を希望する方、もう少し詳しく説明を聞きたい方は、下の用紙に記入して担任に提出して下さい。後日、担任より申請書をお渡しする、もしくは面談の日程をご連絡します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・✂切り取り✂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和（ ）年（ ）月（ ）日

 　 「合理的配慮」の提供に関する申込について、以下の項目に○を付けて下さい。

（ ）「合理的配慮」の申請をしたいので申請書類を希望します。

 （ ）「合理的配慮」について、詳しく説明を聞きたいので面談を希望します。

 （ ）年（ ）組（ ）番 生徒氏名（ 　　　　　 　　 ）

 　　　　保護者氏名（ 　　　　　　 印）